

八幡浜市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 八幡浜市広告事業実施要綱（平成25年要綱第17号。以下「要綱」という。）に基づき、八幡浜市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）へのバナー広告（市ホームページ内に表示される広告画像で、指定するホームページに直接移動させるものを含めたものをいう。以下「広告」という。）掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 市ホームページに広告を掲載できる者（以下「広告主」という。）、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先ページの内容については、要綱第3条及び八幡浜市広告事業掲載基準（以下「基準」という。）の規定によるほか、個人の氏名は掲載しないものとする。

(広告の規格及び掲載料)

第3条 広告の規格及び掲載料は、次のとおりとする。

募集枠	5枠程度
大きさ	縦60ピクセル、横180ピクセル
形式	GIF（アニメーション可）・JPEG及びPNG形式
容量	20キロバイト以下
掲載料	下表参照

市内事業者	1枠当たり月額5,000円（消費税等を含む） なお、12カ月間連続で掲載する場合は、通常60,000円のところ50,000円とする。
市外事業者	1枠当たり月額8,000円（消費税等を含む） なお、12カ月間連続で掲載する場合は、通常96,000円のところ80,000円とする。

2 広告枠の位置は、市長が決定するとともに、広告主は指定できないものとする。

3 掲載料は、市長が別に指定する期日までに納付しなければならない。

(広告掲載期間)

第4条 広告掲載期間は、単年度内の期間内（4月～翌年3月）で、1カ月を単

位として最長12か月とする。

(お試し広告掲載期間)

第5条 令和5年4月以降に掲載する広告は、初回に限り1広告主につき1回、1か月間無料で掲載することができる。ただし、有料広告の応募数が第3条に規定する枠数に満たない場合に限る。

2 お試し広告掲載を希望する者は、八幡浜市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に必要な事項を記入し、関係書類とともに市長に提出するものとする。

3 お試し掲載期間終了後は、直ちに八幡浜市ホームページ広告成果報告書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

(広告の募集方法)

第6条 広告の募集は、公募によるものとする。

(広告掲載申込及び決定)

第7条 市ホームページへ広告掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、八幡浜市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に必要な事項を記入し、関係書類とともに市長に提出するものとする。

2 申込者は、申込書のほか「広告の目的・広告主の概要」等の資料を提出すること。また、市税の滞納がないなど、基準を満たすとともに、基準内容の調査に協力するものとする。

3 申込みの締切りは、広告を掲載しようとする月の15日前とする。

4 市長は、第1項の規定による申し込みがあったときは、要綱第9条に規定する審査会(以下「審査会」という。)において内容を審査し、その結果を八幡浜市ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書(様式第3号)により、申込者に通知するものとする。

(広告掲載の決定方法)

第8条 審査会は、応募のあった広告の数が第3条に規定する枠数を超えたときは、次の各号の順位により決定する。

- (1) 国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの
- (2) 市内に事業所、営業所及び店舗等を有する私企業又は自営業等
- (3) 前各号に掲げる以外のもの

2 前項の規定による順位が同じ広告がある場合は、掲載希望月数の多いものを優先する。

3 前各項の規定によっても、第3条に規定する枠数を超えるときは、くじにより決定する。

(広告の作成)

第9条 掲載する広告原稿は、規定の要件を満たしたものを広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容の変更)

第10条 広告の内容及びデザイン等が要綱及び基準の規定によるほか、この要領に違反しているか、あるいはおそれがある、又は誤りがあると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載の決定を取消し、又は中止するものとする。

- (1) 指定期日までに掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、審査会が適切でないと認めたとき。

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、自己の都合により市ホームページへの広告掲載を取下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載の取下げを行うときは、広告主は、書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載の取下げを行ったときは、納付済みの掲載料は還付しない。

(広告主の責任)

第13条 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

2 第三者から広告に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

3 広告主は、第7条第4項の規定により決定を受けた市ホームページへの広告掲載の権利を他の者に譲渡してはならない。

(掲載料の還付)

第14条 広告の掲載決定後掲載開始前において、広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載の取消しを行ったときは、納入済みの掲載料を広告主に全額還付するものとする。

2 広告の掲載期間中において、広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載の取消しを行ったときは、取消した掲載期間の日数による日割りとし、円未満は切り捨てた額を広告主に還付するものとする。

3 広告期間内に、市の都合で市ホームページの運営を一時停止した場合は、前2項の規定に準じて、その掲載料を還付する。ただし、一時停止の期間が1日未満の場合は、掲載料を還付しないものとする。

4 前各項の規定により還付する掲載料には、利子を付さない。

(その他)

第15条 この要領に定めがあるものを除くほか、財務に関しては、八幡浜市会計規則の手続きの例による。

(疑義の決定)

第16条 この要領に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、市と広告主で協議するものとする。

附 則

この要領は、平成25年10月21日から施行する。

附 則 (令和元年11月25日制定)

この要領は、令和元年12月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月1日制定)

この要領は、令和5年3月1日から施行する。

様式第1号（第5条第2項、第7条第1項関係）

八幡浜市ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

八幡浜市長 様

（事業所等所在地）

住 所

（事業者名称、代表者氏名）

氏 名

八幡浜市ホームページへ広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。
なお、申込に当たっては、八幡浜市広告事業実施要綱及び八幡浜市ホームページ広告掲載取扱要領の規定を遵守いたします。

記

件 名	八幡浜市ホームページ・バナー広告掲載
リンク先アドレス	
掲 載 希 望 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
担 当 者 氏 名	
電 話 ・ フ ァ ッ ク ス	
E - M a i l	
宣 誓 ・ 同 意	<ul style="list-style-type: none">・八幡浜市広告事業実施要綱、八幡浜市広告事業掲載基準及び八幡浜市ホームページ広告掲載取扱要領の規定を遵守します。・八幡浜市税の滞納や指名停止はありません。・八幡浜市が市税納付状況調査を行なうことに同意します。
備 考	

※ 広告主概要のわかる資料（パンフレット等）及びリンク先ホームページのトップページ資料を添付してください。

様式第2号（第5条関係）

八幡浜市ホームページ広告成果報告書

年 月 日

八幡浜市長 様

(事業所等所在地)

住 所

(事業者名称、代表者氏名)

氏 名

(担当者)

氏 名

電 話

E-Mail

年 月 日付けで決定通知のありました八幡浜市ホームページへの
広告について、下記のとおり実績を報告します。

記

掲 載 月	年 月
掲載月アクセス件数	
成 果	記入例：前月と比較して○件、前年同月と比較して○件アクセス 数が増えた。
備 考	

様式第3号（第7条第4項関係）

八幡浜市ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書

年 月 日

様

八幡浜市長

印

年 月 日に申し込みのあった八幡浜市ホームページへの広告の掲載について、次のとおり決定したので通知します。

記

1 掲載する ()

掲 載 期 間	年 月 から 年 月 まで
掲 載 料	円
掲載料の納入方法	年 月 日までに同封の納入通知書により納入してください。
広告資料の提出期限	年 月 日まで
広告資料の提出方法	

2 掲載しない ()

理 由	
-----	--